

# 函館空港周辺における建物等設置の制限について

空港周辺においては、航空法の規定により一定の高さを超える建物等を設置することは出来ません。（航空法第49条及び第56条の3）



航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において次のような**制限表面**を設定しております。この**制限を越える高さの建物等**（建物、避雷針、テレビアンテナ等の物件及び工事中に使用するクレーンなどの物件、植物の植栽等も含まれます。）を設置することは原則認められません。

- **制限表面の高さは物件設置場所により異なります**ので、空港周辺において建物等を設置される方は、函館空港高さ制限回答システム（<https://secure.kix-ap.ne.jp/hakodate-airport/>）にて確認をお願いいたします（※ただし、参考値になりますので、詳細については**下記の窓口**にお問い合わせください。）。
- 航空法に違反して建物等が設置された場合、除去を求められるのみならず、罰せられる場合もありますのでご注意ください。

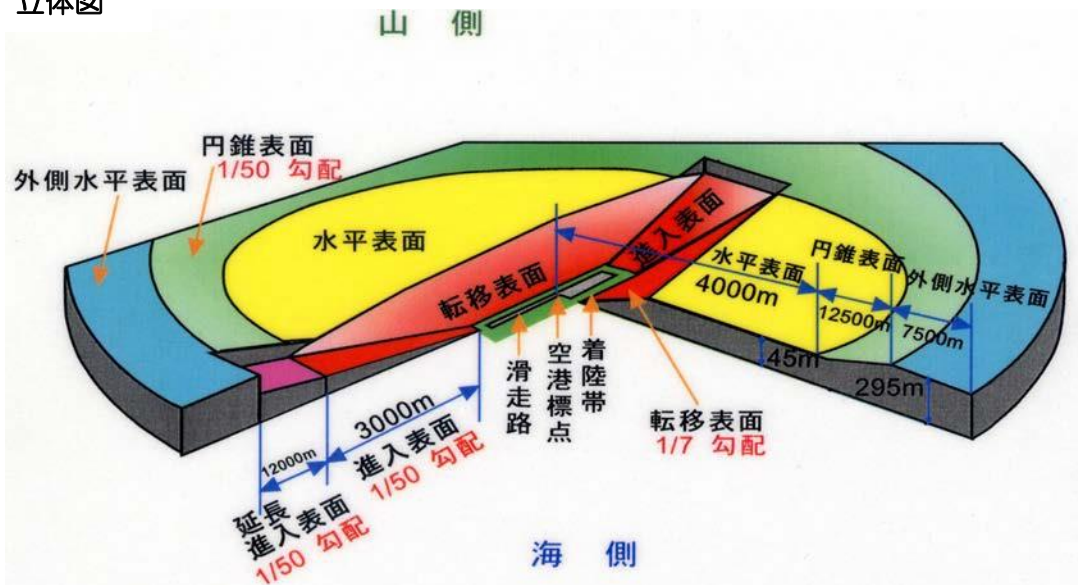
## お問い合わせ窓口

北海道エアポート株式会社 函館空港事業所  
〒042-0952 函館市高松町5-1-1 番地  
電話：0138-57-8882 FAX：0138-57-8088

## 1. 函館空港制限表面の概要

函館空港の制限表面の概要は、以下のとおりです。

立体図



### 1) 進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ 50 分の 1 の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長 3,000m の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から 600m の距離を有する 2 点を結んで得た平面をいう。（航空法第 2 条第 8 項）

### 2) 水平表面

飛行場の標点の垂直上方 45m の点を含む水平面のうち、この点を中心として半径 4,000m で描いた円周で囲まれた部分。（航空法第 2 条第 9 項）

### 3) 転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ 7 分の 1 の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。（航空法第 2 条第 10 項）

### 4) 延長進入表面

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方（勾配 50 分の 1）への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が 15,000m であるものにより囲まれた部分。（航空法第 56 条第 2 項）

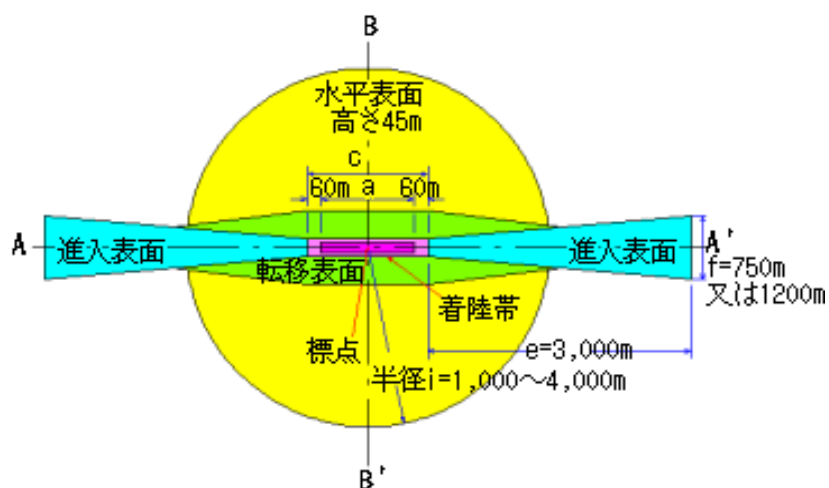
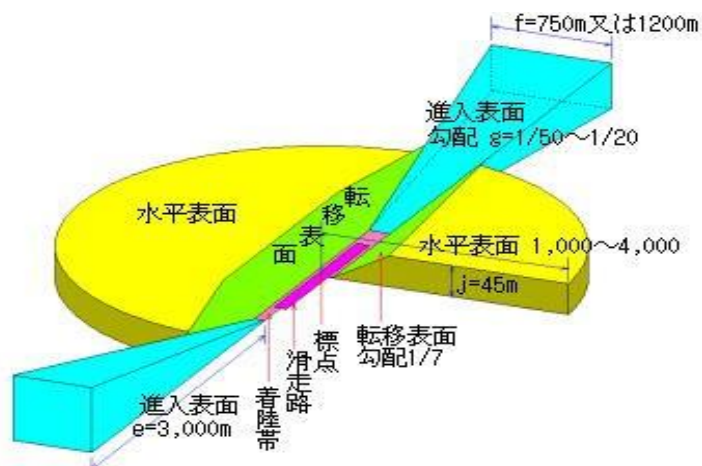
### 5) 円錐表面

円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ 50 分の 1 の勾配を有する円錐面であって、その投影面が飛行場の標点を中心として 16,500m の半径で描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。（航空法第 56 条第 3 項）

## 6) 外側水平表面

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が飛行場の標点を中心として 24,000m の半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

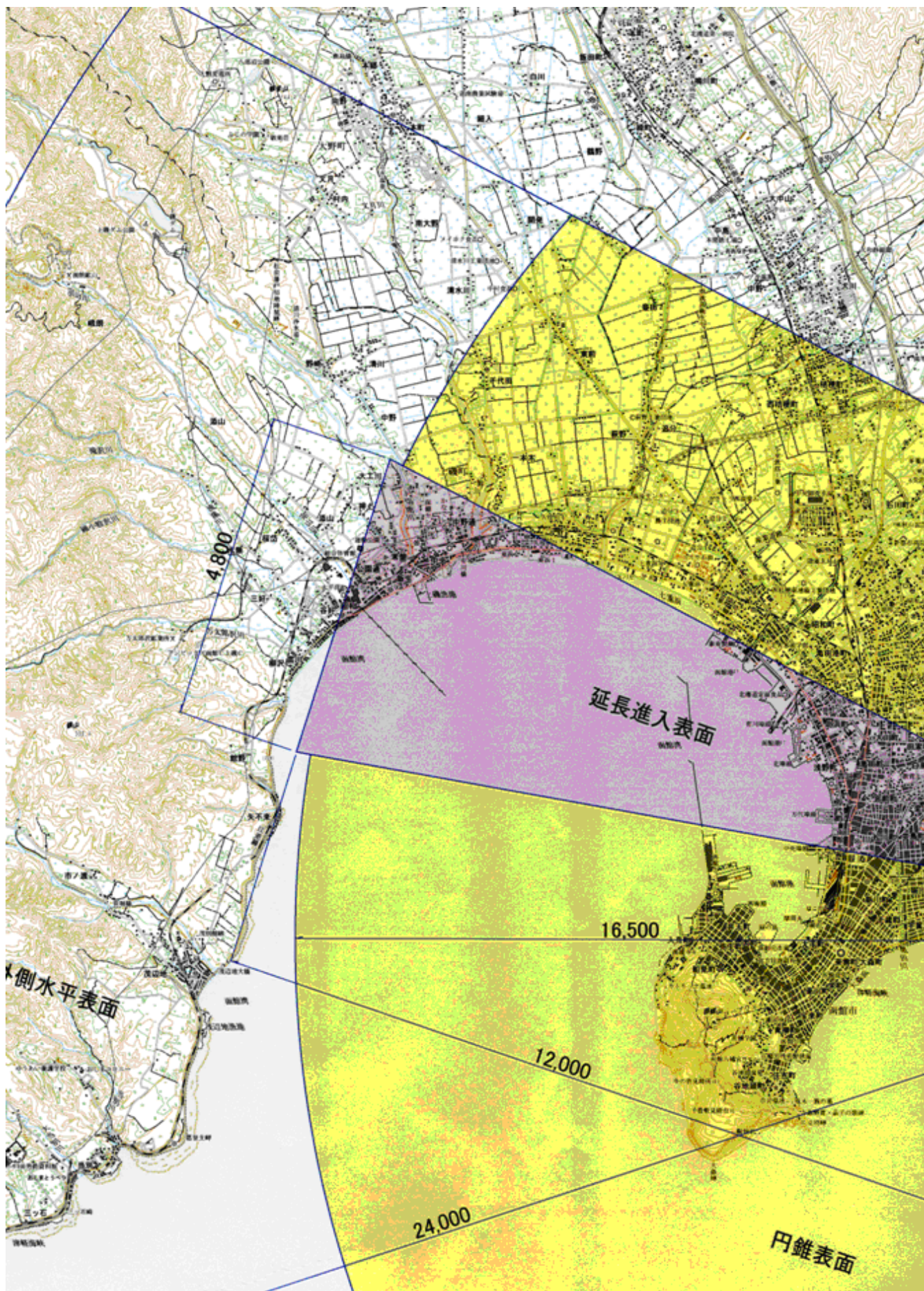
(航空法第 56 条第 4 項)



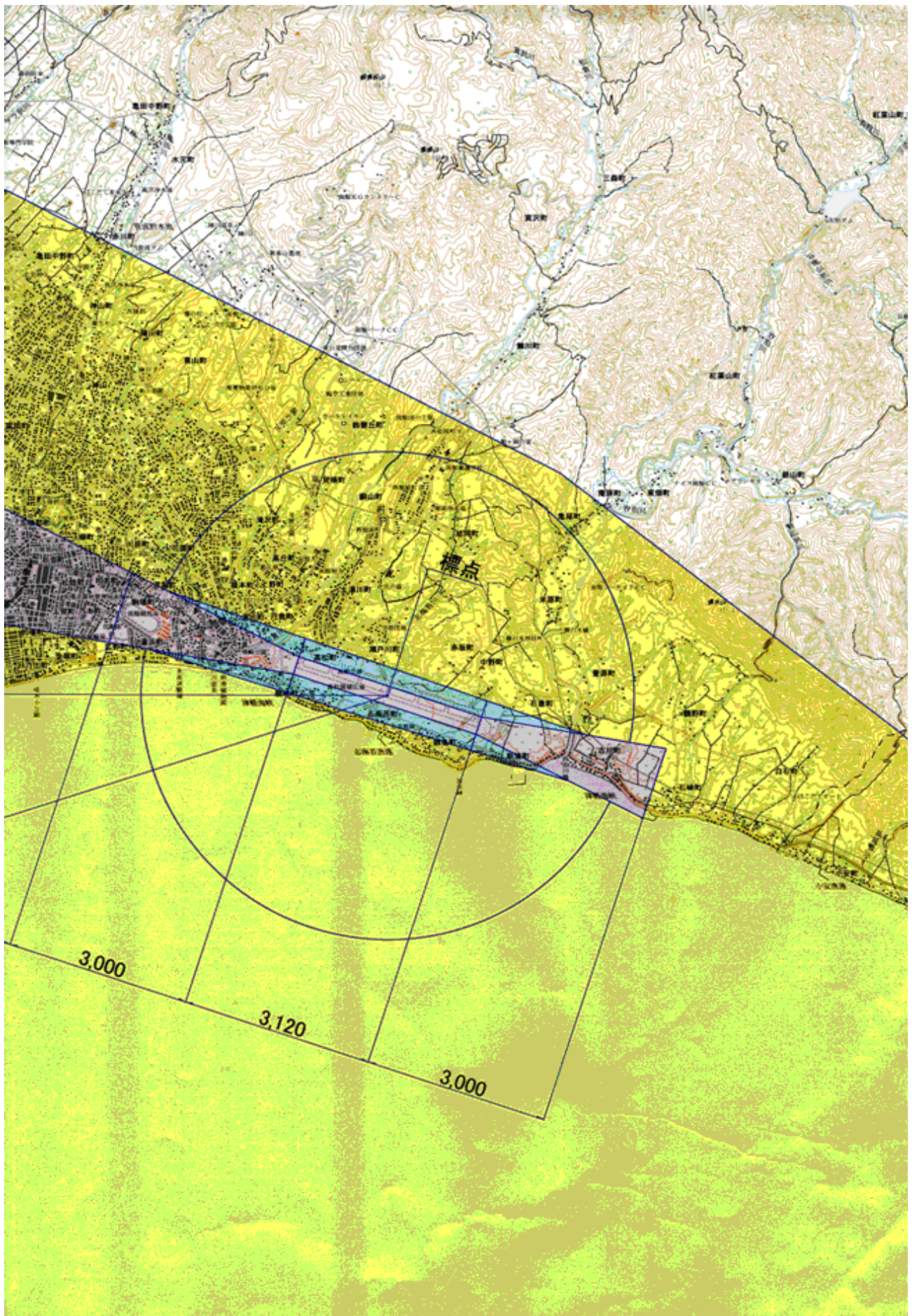
名称	函館空港
所在地	函館市高松町 511 番地
設置・管理者	国土交通大臣
標点	北緯 41° 46′ 12″ 東経 140° 49′ 19″
標高 (標点)	34.1m (111.9 f t)
滑走路 (長さ×幅)	3,000m×45m
着陸帯 (長さ×幅)	3,120m×300m (等級 A)
進入表面の勾配	1/50 (1° 08′)
轉移表面の勾配	1/7 (8° 07′)
水平表面の半径	4,000m
滑走路末端の高さ	滑走路 12 28.1m / 滑走路 30 46.00m

## 2. 函館空港の制限表面図

函館空港制限表面図（その1）



函館空港制限表面図（その2）



### 3. 物件の阻害度等の判定に必要な書類について

建物等の設置物件の照会を行う際には、別紙「**函館空港周辺における物件の制限等について（照会）**」に以下の事項を記入し、資料を添付のうえ、「**お問い合わせ窓口**」あてご提出ください。

なお、物件の阻害度の判定は正確性が要求されるものであるため、**電話でのご照会につきましては阻害度等の判定は致しかねます**ので、ご了承ください。

#### （1）建物等の設置物件

- a. 照会者の住所、氏名、連絡先
- b. 設置者の住所、氏名、連絡先
- c. 物件の設置場所

「物件の設置場所」は物件の最頂部とし、

##### ①住所

②座標値（緯度経度（世界測地系又は日本測地系）又は平面直角座標（11系））をご記入ください。

（世界測地系又は日本測地系（60進法）の場合は、緯度経度の「秒」を小数点以下第2位までご記入ください。）

**※不動産売買等に係る照会については住所のみでも結構ですが、阻害度は概算値での提供となります。（航空機の運航に影響を与えないと保証するものではありません。）**

**また、具体的に建物等の設置が決まりましたら再度ご照会していただく必要がありますのでご了承ください。**

**※ご照会后、必要に応じ（敷地内等の）複数の地点の座標値についてご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。**

- d. 物件の種類及び構造等

記入例 種類 住宅、マンション、ホテル等構造 軽量鉄骨造、RC造等

- e. 物件の最頂部（避雷針やアンテナを含む）の地上高（地表からの高さ）
- f. 設置場所の海拔高
- g. その他参考となる資料

- 添付資料
- ・物件の設置場所の地図
  - ・函館空港と設置場所の位置関係及び距離
  - ・物件の平面図、立面図
  - ・物件の設置工事工程表
  - ・クレーン車両資料

#### （2）クレーン等の建設機械

上記（1）に同じ。クレーン等で旋回して作業を実施する場合は**旋回半径の最大値**を併せてご記入ください。

また定位置に留まって作業を実施されるか、作業中クレーン等が移動するか否かについてもご記入ください。移動する場合は、各々の作業箇所もしくは移動範囲の頂点について上記c. 及びe. ～g. をご記入ください。

複数のクレーン等を使用される場合は、各々について照会が必要となります。

**※「函館空港周辺における物件の制限等について（照会）」の記載方法につきましては「函館空港周辺における物件の制限等について（照会）」の記載に関する注意事項及び記載例」をご参照ください。**

## 4. 阻害度等の判定結果について

照会いただいた物件の阻害度等については、文書で回答いたします。

函館空港事務所関係各課・官及び外部機関（航空交通管理センター）での精査が必要となることから回答までに4～5週間程度（GW、年末年始等にかかる場合は6週間程度）お時間をいただきますのでご了承ください。

## 5. その他

### （1）航空障害灯／昼間障害標識の設置について

航空機の航行の安全を確保するため、航空法第51条及び第51条の2に基づき

- ・地上高60m以上の物件
- ・進入表面、転移表面又は水平表面に著しく近接（各表面下6m以内）する物件
- ・（上記に該当しない場合でも）航空機の航行の安全に著しく害するおそれがある物件

には、航空障害灯／昼間障害標識を設置することが義務付けられています。（**工事期間中に使用するクレーン等の仮設物**もこの対象となります。）

航空障害灯／昼間障害標識の設置後は航空法施行規則第238条に基づく届出を行うとともに、同規則128条及び第132条の4に基づき指定された方法に従って航空障害灯／昼間障害標識を管理する必要があります。

なお、一定の条件を満たし許可（又は承認）を得た場合は航空障害灯／昼間障害標識の設置が免除されます。

### （2）航空機の飛行方式及び空港無線施設への影響について

空港においては、制限表面とは別に周辺の障害物を考慮した飛行方式（離着陸の際に使用される経路）が設定されています。また空港内及び空港周辺には航空機の運航に利用される航空保安無線施設が設置されており、空港周辺に物件が設置された場合、その高さや構造によってはこれらの飛行方式や航空保安無線施設の発する電波に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

制限表面とは異なり、物件を設置する事により飛行方式や航空保安無線施設が発する電波に影響を及ぼす場合でも法律による規制はありませんが、場合によっては離着陸時の気象条件等への制約や、航空保安無線施設の電波障害等が発生し、航空機の運航に重大な影響をもたらすおそれがあります。

飛行方式や航空保安無線施設が発する電波に影響を及ぼすこととなる物件については、設置計画の変更や設置時期の変更の要請を行う場合もありますのでご協力をお願いいたします。

### （3）函館空港周辺の船舶の航行等について

**函館空港の制限表面に著しく近接あるいは突出して停泊する船舶**は、航空法第49条及び第56条の4の規定による「**留置**」に相当します。また制限表面に著しく近接あるいは突出した状態での航行は空港を離発着する航空機の飛行の安全を阻害するおそれがあるため、当該航行についての情報を提供していただく必要があります。

特に制限表面の投影面内である函館港等に入出港する大型クレーン船等で、制限表面を突出（又は制限表面に著しく近接）するおそれのある場合には、「**お問い合わせ窓口**」あて照会もしくは以下の情報の提供をお願いいたします。

- a. 船舶名、連絡先及び船舶の最高高さ（MSL）
- b. 制限表面区域内に停泊する場合は、場所及びその期間
- c. 制限表面区域内を航行する場合は、日時及び移動経路
- d. その他必要事項

年 月 日

北海道エアポート株式会社

函館空港事業所長殿

照会者住所

氏 名

連 絡 先

函館空港周辺における物件の制限等について（照会）

標記について下記のとおり照会します。

記

1. 設置者の住所、氏名、連絡先
2. 物件の設置場所(住所、世界測地系による緯度経度)
3. 物件の種類、用途及び構造
4. 物件の(避雷針を含む)の高さ(地上高及び海拔高)
5. 設置場所の海拔高
6. その他参考となる事項

添付書類

- ・物件の設置場所の地図（国土地理院 25,000 分の 1 又は 50,000 分の 1 の地形図）
- ・函館空港と設置場所の位置関係及び距離
- ・物件の平面図
- ・物件の設置工事工程表



## 「函館空港周辺における物件の制限等について（照会）」の記載に関する注意事項及び記載例

### 1. 設置者の住所、氏名、連絡先

照会の内容について確認する場合がありますので、担当される方の氏名・連絡先をご記入ください。

### 2. 物件の設置場所(住所、世界測地系による緯度経度)

座標値を緯度経度（60 進法）でご記入いただく場合は、小数点第 2 位までご記入ください。

### 3. 物件の種類、用途及び構造

建築物の場合

ホテル、マンション、共同住宅、コンクリート電柱、送電線用鉄塔、風力発電機 等

建設機械の場合

クレーン、バックホウ 等

### 4. 物件の(避雷針を含む)の高さ(地上高及び海拔高)

アンテナ、避雷針等を含めた最高高さをご記入ください。

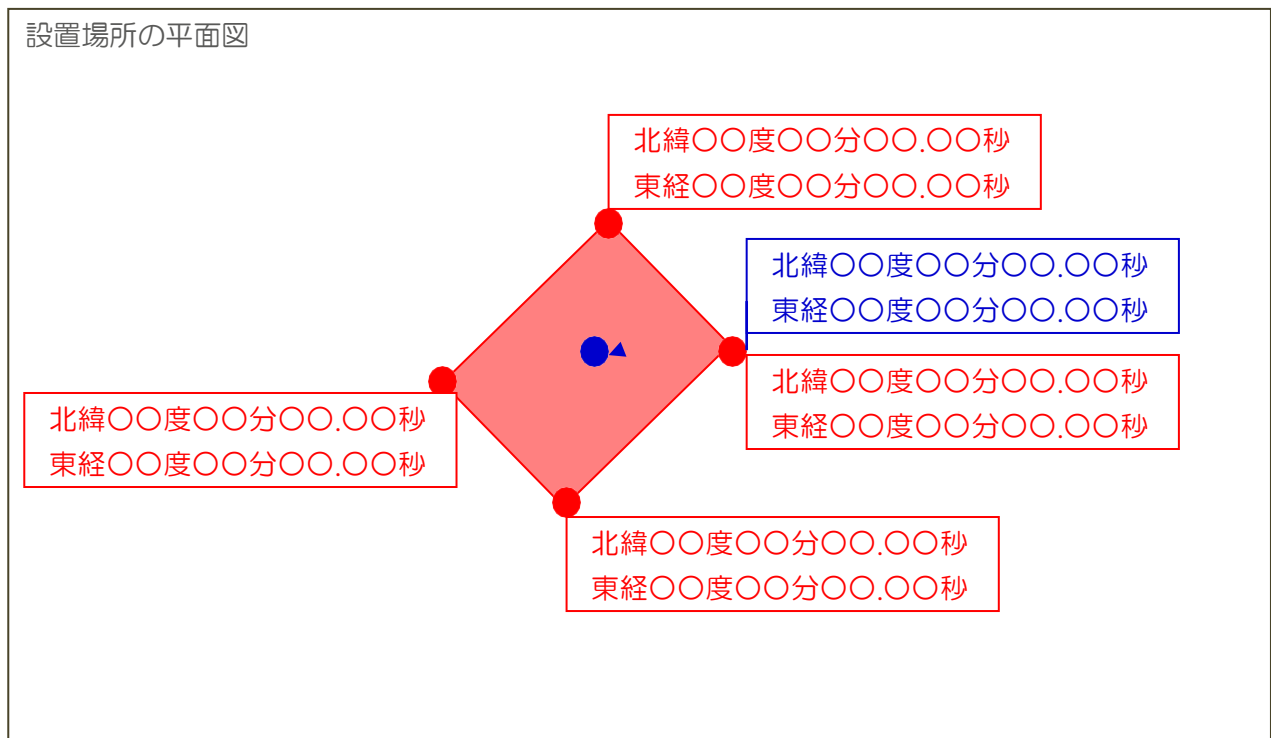
### 5. 設置場所の海拔高

設置場所における海拔高をご記入ください。

### ※照会文書に添付していただく図面等について

- 物件、建設機材の設置場所が明示された地図
- 物件の最頂部の高さが明示された立面図及び平面図  
（クレーン等を使用する場合は）クレーンの構造及び作業時のクレーンの最高高さが分かる立面図並びにクレーン等の設置場所が明示された平面図  
作業範囲内の複数の地点で（当該地点に留まって）クレーン等の作業を実施する場合は、各々の作業箇所を平面図に明示してください。  
作業範囲内を移動しながらクレーン等の作業を実施する場合は、移動範囲を 4 点以上で囲み、各頂点の座標値（緯度経度もしくは平面直角座標（11 系））を平面図に記載してください。（「クレーン等が移動しながら作業を実施する場合の平面図への記載例」参照。）

## クレーン等が移動しながら作業を実施する場合の平面図への記載例



- : 設置物件の最高高さの位置
- : クレーン等が移動する範囲の各頂点

【記載例】

令和〇〇年〇月〇日

北海道エアポート株式会社

函館空港事業所長殿

照会者住所 北海道函館市〇〇町〇-〇

氏名 株式会社 〇〇〇〇

航空 太郎

連絡先 0138-〇〇-〇〇〇〇

函館空港周辺における物件の制限等について（照会）

標記について下記のとおり照会します。

記

1. 設置者の住所、氏名、連絡先

北海道函館市〇〇町〇-〇、株式会社〇〇〇〇 航空太郎、0138-〇〇-〇〇〇〇

〇

2. 物件の設置場所(住所、世界測地系による緯度経度)

北海道函館市〇〇町〇-〇（北緯〇〇度〇〇分〇〇. 〇〇秒、東経140度〇〇分〇〇. 〇〇秒）

3. 物件の種類、用途及び構造

マンション SRC造

4. 物件の(避雷針を含む)の高さ(地上高及び海拔高)

地上高〇〇m

5. 設置場所の海拔高

海拔高〇〇m

6. その他参考となる事項

クレーン旋回半径〇〇m

添付書類

- ・物件の設置場所の地図（国土地理院 25,000 分の 1 又は 50,000 分の 1 の地形図）
- ・函館空港と設置場所の位置関係及び距離
- ・物件の平面図
- ・物件の設置工事工程表